

水沢老人保健施設興生園管理運営規程

(運営規定設置の趣旨)

第1条 医療法人社団創生会が開設する水沢老人保健施設興生園（以下「当施設」という）において実施する入所療養介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(目的及び基本方針)

第2条 介護保険法の趣旨にのっとり、家庭復帰を目指し、地域や家庭、諸団体等との結びつきを重視しながら運営を行う。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第3条 従事職員の職種、員数は次の通りとする。

- | | |
|--------------------|-------|
| (1) 施設長（管理者 医師） | 1名 |
| (2) 副施設長（医師）必要に応じて | 1名 |
| (3) 看護師及び准看護師 | 5名以上 |
| (4) 介護員 | 11名以上 |
| (5) 作業療法士又は理学療法士 | 1名以上 |
| (6) 管理栄養士 | 1名 |
| (7) 支援相談員 | 1名 |
| (8) 事務員 | 1名 |
| (9) 介護支援専門員 | 1名 |

2 職員の職務内容については、次の通りとする。

- (1) 施設長は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導及び入所者の日常的医学対応を行う。
- (2) 副施設長は、施設長の補佐を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の入所療養介護計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の入所療養介護計画に基づく介護を行う。
- (5) 理学療法士・作業療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (6) 管理栄養士は、利用者の栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
- (7) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともにレクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほかボランティアの指導を行う。
- (8) 事務職員は、請求事務等の必要な事務を行う。
- (9) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。

(定員)

第4条 定員は次のとおりとする。

- (1) 入 所 48名 (短期入所定員を含む)
- (2) 通 所 10名

(入所手続き)

第5条 施設に入所又は通所しようとする者は、入所申込書に必要な書類を添えて施設長に提出しなければならない。

(入所・退所)

第6条 施設への入所は、申込者の介護保険被保険者証(要介護1以上)を確認の上、身体の状態及び病状に照らして決定するものとする。

- 2 施設からの退所は、心身の状態、病状及び家庭環境に照らし決定するものとする。
- 3 前2項の決定は、多職種で構成する「入退所判定委員会」において協議し決めるものとする。
- 4 前各号の外、次の場合は退所するものとする。
 - (1) 入所者から退所の申し出があった場合
 - (2) 入院治療が必要と認めた場合
 - (3) 正当な理由なしに施設療養に関する指示に従わない場合
 - (4) 入所者が死亡した場合

(入所、退所時の指導等)

第7条 施設は、新たに入所する利用者と家族に対し、施設の目的、方針、利用心得等必要な事項を説明し、その者の病歴、家庭の状況等の把握に努める。

- 2 退所に際しては、本人又は家族等に対する適切な指導を行うとともに、退所後の担当医師、各サービス担当者に対し情報の提供を行うものとする。

(利用料)

第8条 施設は、利用者の入所に係る費用の支払いを受けるものとする。

- 2 利用料の額は別に定める。

(基本処遇)

第9条 施設療養は、要介護状態の高齢者の心身の特性を踏まえて、妥当適切に行うものとする。

- 2 施設は、明るく家庭的雰囲気確保するため、地域や家庭との結びつきを重視した療養を提供する。
- 3 地域の要介護高齢者のために、通所介護や短期入所介護等、積極的に介護サービスを提供する。
- 4 地域住民から親近感を持たれる施設とするためにも市町村等との連携及び家族に対する緊密な相談・指導等に力を入れることとする。
- 5 医療や生活の必要性に対応した幅広いサービスの提供を行うものとする。
- 6 地域の福祉活動との連携及び施設の地域開放を行うこととする。

(日課)

第10条 施設長は、療養生活において日課を定め、これを励行させることができる。

第11条 食事は、入所者の心身の状態に応じ栄養、嗜好に考慮して提供するものとし、原則として次の時間において行うものとする。

朝食	午前	7時半～8時半
昼食	午後	12時～1時
夕食	午後	6時～7時半

(療養生活指導)

第12条 利用者との個別面談、相談の場を積極的につくり、親愛の情をもって入所者の生活指導を行い、療養生活が意義あるものとなるよう努めるものとする。

第13条 医師の診察方針は、次のとおりとする。

(1) 診察に当たっては、入所者等の心身の状態を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行うとともに、病状等を把握して、治療の必要があると認められた時は、入所者に対して必要な検査、診断、投薬、注射及び処置等を妥当適切に行うものとする。

(2) 入所者の病状からみて施設において必要な医療を提供することが困難であると認められる時は、協力病院もしくはその他の病院診療所への入院のための措置を講じ、又は往診や通院により他の医師の対診を求める等により、入所者の診療について適切な措置を講ずるものとする。

(機能訓練)

第14条 機能訓練は、入所者の身体的、精神的状態に応じて訓練を行い、機能の回復又は維持を図るため、計画的に行うものとする。

2 機能訓練は、少なくとも週2回以上行うものとする。

(看護及び介護)

第15条 看護及び介護は、入所者等の病状、心身の状態に応じ妥当適切に行うとともに日常生活の充実に資するよう行うものとする。

(身体の拘束等)

第16条 施設は、原則として入所者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命又は身体を保護するため等、緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヵ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(虐待の防止等)

第17条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。

(業務継続計画の策定等)

第18条 施設は、感染症や非常災害の発生において、入所者に対する介護保健サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第19条 施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、施設は、入所者に対し必要な措置を行う。

- 2 事故発生防止のための委員会及び、職員に対する定期的な研修を実施する。
- 3 前2項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(職員の勤務体制)

第20条 施設長は、入所者に適切な療養生活を提供するため、職員の勤務体制を別に定めるものとする。

(職員の研修)

第21条 施設長は、施設療養、その他のサービスの適切な提供を行うため、計画的に職員の研修の場を設けるものとする。

- 2 施設は、すべての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護員）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の服務規律)

第22条 職員は、介護保健関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者に対しては、人格人権を「尊重し親切丁寧を旨とし、責任を持って接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(余暇の指導)

第23条 読書、音楽鑑賞、その他の趣味及び娯楽の設備の充実に努め、レクリエーション行事等を適時実施して入所者に生き甲斐のある療養生活が送れるよう努めるものとする。

(保健衛生)

第24条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生又は蔓延しないように、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(1) 施設における感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3ヵ月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 施設における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止ための研修を実施する。

3 入所者は、次の事項について届出なければならない。

(1) 外出及び外泊するとき。

(2) 給食以外の飲食をするとき。

(3) 身上に関する変更があるとき。

4 管理栄養士は、毎月1回検便を行わなければならない。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第25条 職員に対して、当該施設職員である期間及び職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。

(日課の励行)

第26条 入所者は、施設の職員の指導により日課を励行し、共同生活の秩序を保ち相互の親睦に努めなければならない。

(禁止行為)

第27条 入所者は、施設内で次の行為をしてはならないものとする。

(1) 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。

(2) 指定した場所以外で火器を用い、又は自炊をすること。

(3) 施設の秩序、風紀を乱し、この管理規定に従わず再三の注意でもその行為に反省がない場合は、施設長は退所を求めることができるものとする。

(損害賠償)

第28条 利用者は、故意又は過失で施設(設備及び備品)に損害を与え、又は無断で備品の形状を変更した時は、その損害を弁償し、又は現状に回復する責めを負うこととする。

2 損害賠償の額は、入所者等の収入及び事情を考慮して減免できるものとする。

(管理者の責任)

第29条 管理者は、施設管理の最高責任者として、火災発生の防止及び災害時の避難体制等に万全の措置を講じなければならないものとする。

(避難訓練の実施)

第30条 管理者は、年2回以上の火災時の消火及び通報訓練を行うものとする。

2 管理者は、職員及び入所者等全て参加を求めて、年2回以上の避難訓練を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第31条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、入所定員および居室の定員を超えて入所させない。

2 施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は、優越的な関係を背景とした言動があつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(記録)

第32条 施設の状況を適正に把握するため、次の帳簿を備え管理運営に関する事項を記録しなければならないものとする。

(1) 管理に関する記録

- ① 事業日誌
- ② 職員の勤務状況、給与、研修等
- ③ 年間、月間の事業計画及び実施状況

(2) 入退所の判定に関する記録

- ① 入退所判定の経過及び結果
- ② 定期的な判定の経過及び結果

(3) 施設療養その他のサービスに関する記録

- ① 入所者等の台帳（病歴、生活歴、家族の状況等の記録）
- ② 入所者等のケース記録
- ③ 診療、看護、介護、機能訓練等の日誌
- ④ 診療録等診察に関する記録
- ⑤ 献立及び食事に関する記録

(4) 会計経理に関する記録

(5) 施設及び構造設備に関する記録

附 則

(改 廃)

第33条 この規程に定めるもののほか、必要と認める事項については、医療法人社団創生会おとめがわ病院と管理者の協議に基づいて定めるものとする。

(施行日)

第34条 この管理運営規程は、平成3年5月1日から施行する。

この管理運営規程は、平成12年4月1日から改正施行する。

この管理運営規程は、平成18年4月1日から改正施行する。

この管理運営規程は、平成25年2月1日から改正施行する。

この管理運営規程は、平成30年7月1日から改正施行する。

この管理運営規程は、令和元年10月1日から改正施行する。

この管理運営規程は、令和2年3月1日から改正施行する。

この管理運営規定は、令和5年8月1日から改正施行する。